

発 言 通 告 書

令和3年11月29日

松山市議会議長 若江 進 殿

松山市議会議員 本 田 精 志

次のとおり通告します。

発言順位	5	受領日時	11月 29日 午前 11時 30分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 45 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・農業委員会会長	・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	社会教育について	(1) 社会教育委員の役割等について問う。 (2) 社会教育に精通した人材を本市の教育委員に登用することについて問う。 (3) コミュニティ・スクールについて ① 学校運営協議会と地域学校協働本部とはどのような組織か。 また、本市のモデルを推進していくことに変更はないか。 ② コーディネーターの役割と人選基準等について問う。 ③ コーディネーターの立場や任期等について問う。 (4) 民法改正により18歳で成人になることについて ① 18歳で成人になる前に何らかの意識づけが必要だと思うが、本市の見解を問う。 ② 松山市子ども育成条例にある市民団体等がその役割において意識づけるための事業を実施することについて、本市の見解を問う。 ③ 松山市青少年育成市民会議が現在実施している事業に加えて意識づけるための事業を実施することについて本市の見解を問う。
2	子どもの居場所について	(1) 子ども食堂について ① 12月補正の「子ども食堂支援事業」とはどのような事業か。 ② 本市における子ども食堂への認識を問う。 ③ 子ども食堂に金銭的な支援を行政が行うことについて見解を問う。 (2) 地域主体の子どもの居場所づくりについて
3	松山市駅前広場整備事業社会実験について	(1) 市民から寄せられた意見や、実施後の所感を問う。 (2) タクシーの乗降口や待機場での意見や様子及び実験後の

